

清澄庭園マネジメントプラン

清澄庭園の管理運営、整備等の取組方針

令和4年9月

東京都建設局

目次

| | |
|---------------------------------------|-------|
| はじめに | 17-3 |
| I 清澄庭園の基本的事項 | 17-4 |
| 1 都市計画等 | |
| 2 過去の取組の成果等 | |
| 3 社会状況等の変化 | |
| II 清澄庭園の開園概要 | 17-6 |
| 1 開園区域の概要 | |
| 2 利用状況等 | |
| III 清澄庭園の目標と取組方針 | |
| 1 むこう10年間を見据えた主な目標 | 17-8 |
| 2 取組方針 | 17-10 |
| (1) ゾーン別基本方針（ゾーン別基本方針図共） | |
| (2) 維持管理の取組方針 | |
| (3) 運営管理の取組方針 | |
| (4) 安全・安心な公園への取組について | |
| (5) 改修・再整備の取組について | |
| (6) 新規整備の取組方針 | |
| IV 図面・写真 | 17-20 |
| 現況平面図 | |
| 周辺土地利用図（空中写真） | |
| 周辺土地利用図（地図） | |
| 清澄庭園の現況写真 | |
| <資料編> | 17-25 |
| 資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて | |
| 資料2 清澄庭園に関する資料 | |

はじめに

「清澄庭園マネジメントプラン」は、平成 27 年 3 月に改定された「パークマネジメントマスタープラン」における新たな東京の公園づくりの理念や目標、本公園の基本理念や時代の要請、ならびにこれまでの本公園における公園づくりの取組成果等を踏まえ、今後新たな 10 年間を見据えた公園づくりに必要な目標を設定し、当該目標を実現するための計画・整備・管理に係る基本的な取組方針を定めたものです。

今回の改定にあたっては、新型コロナウイルス感染症の拡大や東京 2020 大会の開催など、これまでにない公園を取り巻く大きな社会状況の変化があったことから、これらを踏まえ「改定の視点」を新たに定め、本マネジメントプランの内容の追加充実を図りました。

また、本マネジメントプランは固定的なものではなく、目標や計画は継続的に見直し・改善を図るとともに、社会経済情勢の変化等への対応が必要となった場合には、柔軟に必要な事項等について再検討を行い、適宜見直し改善を行っていくものです。

I 清澄庭園の基本的事項

1 都市計画等

(1) 都市計画の概要

- ・名称 東京都市計画公園第65号清澄公園
- ・位置 江東区清澄二・三丁目各地内
- ・面積 9.66ha
- ・種別 特殊公園（歴史）
- ・決定告示 （当初）昭和32年12月21日 建設省告示第1689号

(2) 清澄庭園の基本的な性格・役割

本園は区部東部に位置する都市計画公園である。明治11年、三菱財閥の岩崎彌太郎が社員の慰安や貴賓を招待するために造成した庭石が特徴的な庭園である。園内には、河田小三郎設計の日本館、ジョサイア・コンドル設計の洋館、また、英国のキッチナー元帥を迎えるために作られた涼亭などがあった。しかし、大正12年の関東大震災により涼亭以外は焼失し、また、庭園も西側を中心に壊滅的な被害を受けたが、庭園に避難した約1万人は難を免れることができた。岩崎家は庭園の果たす防災機能を重視し、翌13年、破損の少なかった東半分を公園用地として東京市に寄付し、昭和7年から一般公開された。庭園部は、昭和54年に東京都の名勝指定を受けている。

本園は文化財庭園として、その歴史的文化的価値を広く後世に伝える役割を担っており、また、歴史・文化・自然を兼ね備えた庭園として、都市空間にうるおいと風格を与え、多くの人々に利活用されることによって現代の文化的生活に寄与する役割を有している。庭園は、泉水・築山・枯山水を主体にした廻遊式庭園である。昔は仙台堀川から水を引き、潮の干満により池の景観が微妙に変化したといわれる。池の周りには、岩崎家が全国から収集した奇石名石50余りが巧みに配置され、さながら「石庭」の観を呈している。庭園の西側に隣接する開放公園には、芝生広場、池と流れなどがあり、また、サクラが20本ほど植えられ、春の花見の場となっており、地域のレクリエーション拠点としての役割を担っている。

なお、東京都地域防災計画及び江東区地域防災計画により防災上の重要な位置付けを持っている。

また、平成16年には、東京都景観条例で「特に景観上重要な都選定歴史的建造物等」に定められた。

2 過去の取組の成果等

(1) 過去の取組の成果

「清澄庭園マネジメントプラン(H27)」における重点目標に係る過去7年間の取組およびその成果等は、次のとおりである。

○貴重な文化財を後世に引継ぎ庭園の文化を世界に発信する都立庭園

多言語パンフレットの作成、配布、無料Wi-Fiサービスの提供などを実施した。

○地震災害時への対応のため、防災機能を強化・充実した都立庭園

デジタルサイネージの設置など、避難場所としての防災施設の整備を行った。

○東京の水と緑の骨格軸の形成に寄与する都立庭園

骨格軸としてふさわしい緑となるよう樹林地等の適切な維持管理を行った。

○都民や企業等とパートナーシップを推進する都立庭園

庭園ガイドボランティアによるガイド活動が実施された。

(2) 清澄庭園の方針と取組内容

本公園は、過去7年間、以下のような方針で指定管理者が運営管理に取り組んできた。

- ・庭園管理の技術・技能を継承し、文化財庭園としての価値を高める。
- ・文化財庭園の特色ある魅力を高め、サービス向上につなげる。
- ・江戸・東京を代表する都立庭園の歴史と文化を世界に発信する。

3 社会状況等の変化

(1) 社会経済情勢

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大
- ・激甚化する気象災害
- ・東京 2020 大会の開催
- ・価値観の多様化、少子高齢化、グローバル化の進行等に伴う公園利用ニーズの変化
- ・デジタル技術・データの活用加速
- ・SDGs（持続可能な開発目標）の国際的な取組

(2) 関連する行政計画等

- ・「未来の東京」戦略（令和3年3月）
- ・都市づくりのグランドデザイン（平成29年9月）
- ・東京都福祉のまちづくり推進計画（平成31年3月）
- ・緑確保の総合的な方針（改定）（令和2年7月）
- ・都市計画公園・緑地の整備方針（令和2年7月）
- ・東京都地域防災計画 震災編（令和元年7月）
- ・江東区地域防災計画（令和2年度修正）（令和3年3月）
- ・東京都における文化財庭園の保存活用計画（共通編）（平成29年3月）
- ・清澄庭園の保存管理計画書（平成25年3月）

Ⅱ 清澄庭園の開園概要

1 開園区域の概要

(1) 開園の概要

名 称 都立清澄庭園（きよすみていえん）
開 園 日 昭和7年7月24日
開園面積 81,091.27 m²（令和4年9月1日現在）
公園種別 特殊公園（歴史）
入 園 料 一般150円、65歳以上70円
※小学生以下及び都内在住・在学の中学生は無料
所 在 地 江東区清澄二・三丁目
アクセス 都営地下鉄大江戸線・東京メトロ半蔵門線「清澄白河」

(2) 主な公園施設

泉水、名石、句碑、集会場（涼亭、大正記念館）、児童公園、開放公園

2 利用状況等

(1) 利用概況

（庭園部）

春の花見の時期に利用者が多く、年輩の方が多くみられる。土日の来園が多い。利用者の目的は庭園鑑賞であり、泉水の周囲を回遊して鑑賞する姿が多くみられる。

（開放公園部）

地域からの家族連れや、子供の利用が多い、広場では、活動的な遊びが行われ、その周辺を取り囲む歩道は、犬の散歩や、ウォーキングなどに利用されている。

(2) 利用者動向

・年間利用者数の推移

| 年度 | 3年度 | 2年度 | 元年度 | 30年度 | 29年度 |
|---------|---------|--------|---------|---------|---------|
| 年間総計（人） | 102,168 | 91,193 | 245,662 | 243,682 | 242,088 |

・月別利用者数の推移

| 3年度 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
|-------------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|
| 年間総数 （人） | 0 | 0 | 10,446 | 7,743 | 6,367 | 12,066 |
| | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 102,168 | 16,450 | 24,117 | 14,852 | 4,959 | 0 | 5,168 |

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、以下の期間については臨時休園とした。

令和2年3月28日～令和2年5月31日

令和2年12月26日～令和3年6月3日

令和4年1月11日～令和4年3月21日

※年間利用者数、月別利用者数は有料区域の利用者数を示しており、開放公園区域の

部分の利用者数は含んでいない。

(3) 主な活動団体（詳細は資料編参照）

1 団体・約 41 名が、ガイド活動を行っている。

(4) 主な催し物開催状況（令和 3 年度実績は資料編参照）

「伝統技能見学会」「庭園ガイドボランティア」などが行われた。

Ⅲ 清澄庭園の目標と取組方針

1 むこう10年間を見据えた主な目標

本公園の基本理念、および社会状況の変化等の内容を踏まえ、むこう10年間を見据えた取組の中で本公園が目指す主な目標を次のように定める。

なお、本目標及び各方針の実現に向けた具体の数値目標については、事業計画等の作成時に状況に応じそれぞれ適切に設定し、マネジメントサイクルのなかで見直し等行っていく。また、【 】内には、関連するパークマネジメントマスタープランのプロジェクト名を記載した。

■目標1：東京2020大会をレガシーとして継承する都立庭園

【プロジェクト1 国際的な観光拠点となる公園づくりプロジェクト】

障がい者や高齢者等の社会的障壁の除去を推進するために東京2020大会に向けてユニバーサルデザイン化した施設について、適切な維持管理を行っていく。

また、大会の機運を高めるため実施してきたイベントについては、大会レガシーとして継続するとともに、さらなる発展を促進する。

◎主な取組確認項目：施設管理の取組、大会レガシーとしての取組

■目標2：貴重な文化財を後世に引継ぎ庭園の文化を世界に発信する都立庭園

【プロジェクト2 庭園・植物園・動物園での「おもてなし」プロジェクト】

多様な「和」の体験プログラムの提供、東京の日本庭園の連携による魅力の発信、外国語によるガイドなど案内機能の強化等により、東京を訪れる国内外の人々をはじめとする様々な来園者に対し、庭園の文化を発信していく。

また、より多くの方々に庭園の魅力を伝えるため、デジタル技術の活用などを通して情報や魅力の発信を強化する。

貴重な文化財を後世に引き継ぐため、作庭意図を踏まえた質の高い管理を行うとともに、庭園内施設の復元・修復に努める。

◎主な取組確認項目：“おもてなし”の取組、復元・修復等の取組

■目標3：地震災害時への対応のため、防災機能を強化・充実した都立庭園

【プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト】

地震発生時の防災機能を発揮するため、下記の防災上の位置づけをふまえ、区の防災所管部署や地域住民等と連携し、防災訓練などの実施などによる防災意識の向上や防災対策を強化する。

- ・東京都震災対策条例に基づく指定避難場所（全域）
- ・江東区地域防災計画による指定避難場所（全域）

◎主な取組確認項目：防災施設整備の実績、防災訓練等の実績

■目標4：東京の水と緑の骨格軸の形成に寄与する都立庭園

【プロジェクト6 水と緑の骨格軸形成プロジェクト】

東京をうるおいのある緑豊かな都市としていくため、水と緑の骨格を形成する庭園の整備を進めていく。

◎主な取組確認項目：新規開園に向けた取組

■目標5：独自の魅力づくりに取り組む都立庭園

【プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト】

庭園の魅力を向上させ、利用促進につなげるため、都指定文化財として適切に保存・活用するとともに、庭園の価値を積極的に掘り起こし、庭園独自の魅力をアピールしていく。

また、より多くの方々に庭園の魅力を伝えるため、デジタル技術の活用などを通して情報や魅力の発信を強化する。

◎主な取組確認項目：魅力発掘の取組

■目標6：都民や企業等とのパートナーシップを推進する都立庭園

【プロジェクト10 パートナーシップ推進プロジェクト】

都立庭園の魅力をさらに高め、都民にとって都立庭園をより身近な空間とするため、公園ボランティアやNPO、地元自治体や地域住民、民間事業者等の多様な主体とともに庭園の管理運営を進めていくとともに、管理所を庭園情報の受発信の拠点としていく。

また、デジタル技術の活用などを通じた情報や魅力発信や、利用者間や公園管理者と利用者などの多世代の交流を促進していく。

◎主な取組確認項目：都民協働の取組、地域との連携の取組、企業との連携の取組、情報受発信等の取組

2 取組方針

庭園部分は、「東京都における文化財庭園の保存活用計画（共通編）」（平成 29 年 3 月、東京都建設局公園緑地部）及び「清澄庭園の保存管理計画書」（平成 25 年 3 月、東京都建設局公園緑地部）（以下、「保存活用計画」という。）に基づき、ゾーンを設定した。開放公園区域についてもゾーン設定を行うとともに、ゾーン別の基本方針を定め、各ゾーンの特徴をふまえた維持管理・運営管理、ならびに修復・復元に係る基本的な方針について、次のように定める。

（1）ゾーン別基本方針

「保存活用計画」に基づきゾーンを定め、目標に関する具体的記述をゾーン毎に行い、管理運営及び修復・復元の取組方針を定めるうえでの方向性を示す。

＜庭園区域＞

1：正面の入口広場の景観ゾーン

文化財庭園に相応しい管理・サービス用の広場空間として、植栽地の裸地を無くし、低木や地被の形やエッジを明確にすることなどに留意して維持管理する。

2：大正記念館と芝庭の景観ゾーン

大正記念館とその周りの庭のゾーンである。作庭期に意図された観賞方向や目の高さを参考にしながら、植栽や景石、石造品などの維持管理を行う。

＜ゾーン内の主な施設＞

- ・大正記念館（たいしょうきねんかん）

3：大泉水と中島の景観ゾーン

大泉水を中心に展開する景観ゾーンであり、護岸や沢渡り、中島、富士山、枯滝、涼亭など主要な景観要素が、ほぼ作庭期の姿として観賞できるなど、本庭園で最も重要な価値を有する部分である。

大泉水周りの動線に沿って点在するビューポイントからの景観を常に意識しながら景観要素の保全・維持管理を行う。

＜ゾーン内の主な施設＞

- ・泉水（せんすい）
- ・磯渡り（いそわたり）
- ・富士山（ふじさん）
- ・涼亭（りょうてい）

4：自由広場と花菖蒲田の景観ゾーン

本地区は作庭期当初から回遊式庭園とは独立した広場的な空間であった。菖蒲田の景の維持と自由広場の各施設が公園的にならないように景の維持管理を行う。

＜ゾーン内の主な施設＞

- ・芭蕉の句碑（ばしょうのくひ）

J：樹林ゾーン（外周部緩衝植栽ゾーン）

庭園周辺における高層ビルの出現に対して、十分な遮蔽効果を発揮できていない現状にあるため、管理にあたってはこれらの遮蔽効果を優先に、庭園景観との調和も意識して植栽管理を行う。

＜開放公園区域＞

A：多目的広場ゾーン

- ・利用者のレクリエーションと憩いなど広く利用されるゾーン
軽運動や散策など、安全で快適な利用に対応していく。

E：休息・散策ゾーン

- ・公園部の外周園路を中心とする休息・散策ゾーン
散策や休憩など、安全で快適な利用に対応していく。

H：展示・学習ゾーン

- ・図書館が位置するゾーン
運営主体が異なることから、双方が連携を図りながら、連結部など施設利用と調和した管理を行う。

L：水辺・親水ゾーン

- ・池と流れからなる水辺・親水ゾーン
修景や夏季の水遊びなど、安全で快適な利用に対応していく。

Q：外縁部ゾーン

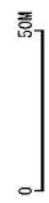
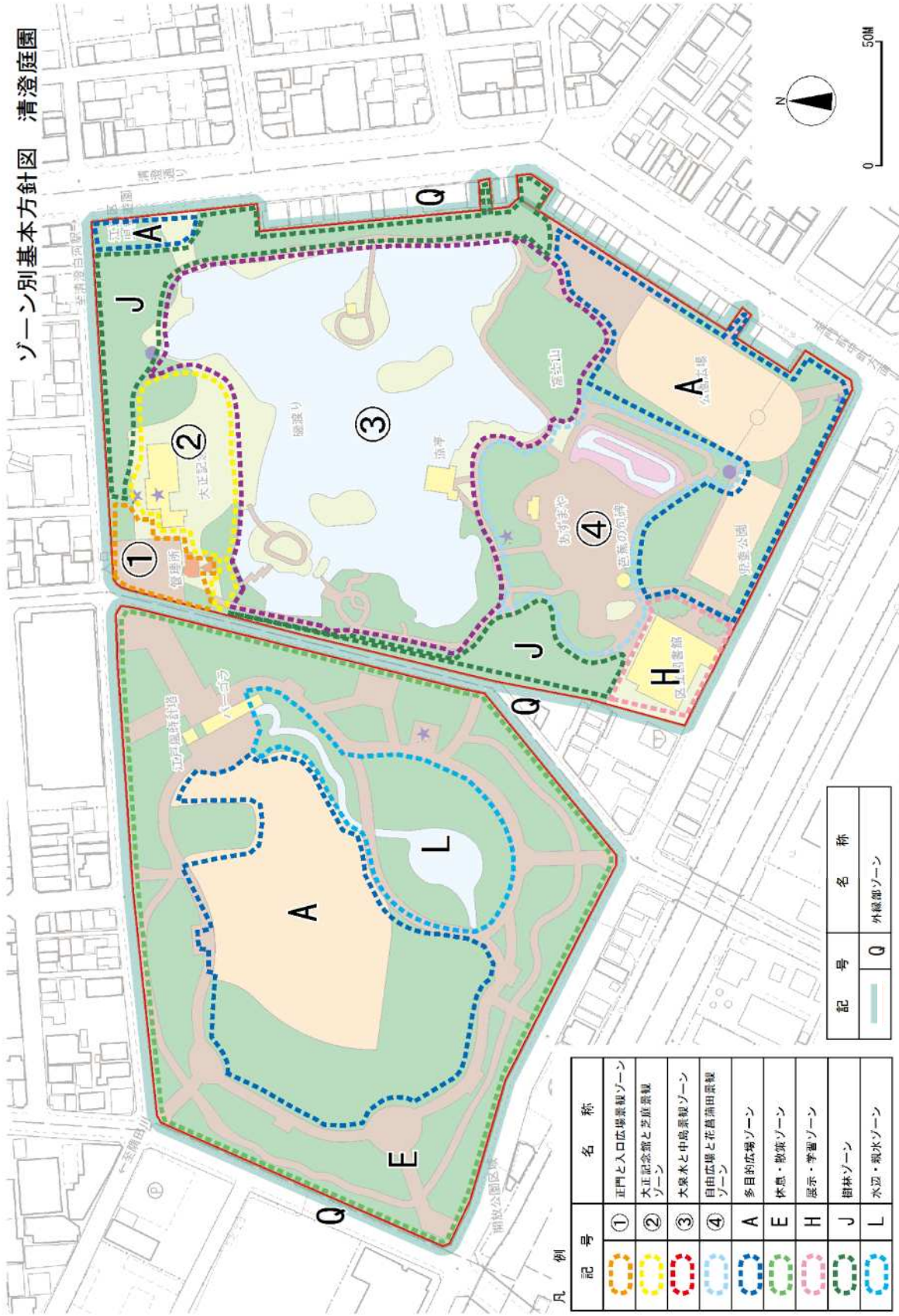
- ・民有地等や公道に接する公園外縁部
本庭園及び公開公園の外縁部で、幹線道路に面する箇所では、道路植栽等と一体的に良好な沿道景観の形成を図り、区画道路を介して住宅地等に面する所では、見通しを確保し、住宅地等に対する良好な景観の提供を図っていく。住宅地等と接する箇所では景観面のほか、落ち葉や落枝、越流水などの直接的な悪影響等を及ぼさないよう対応していく。

【ゾーンについて】

公園別のマネジメントプランでは、都立公園共通のゾーン区分（下表）を行っており、公園毎に施設内容が異なるため、公園毎にゾーン表記が異なる。着色部は本公園にあるゾーンを示す。

| 記号 | 区分 | 主な特性・機能 |
|----|------------|---|
| A | 多目的広場ゾーン | 多目的広場、草地広場、芝生広場、運動広場など、多目的な利用ができるゾーン。（バーベキュー広場、キャンプ広場、デイキャンプ広場などを含む。） |
| B | 遊具広場ゾーン | 児童遊具、健康遊具など、各種の遊具を中心としたゾーン。 |
| C | イベント広場ゾーン | イベント利用に適した広場や施設などがあるゾーン。 |
| D | 入口広場ゾーン | シンボリックな入口広場として集散の場となるゾーン。 |
| E | 休息・散策ゾーン | 散歩道、遊歩道、プロムナードなど、休息や散策の場となるゾーン。 |
| F | 尾根道散策ゾーン | 丘陵地の尾根道など、散策の場となるゾーン。 |
| G | スポーツゾーン | 野球場、テニスコート、サッカー場、各種競技場、プール、体育館など、各種のスポーツの場となるゾーン。 |
| H | 展示・学習ゾーン | 美術館、資料館、遺跡、城址など、各種の教養の場となるゾーン。 |
| I | 修景ゾーン | 修景池、展望広場などの修景施設、または、草花、花壇、桜並木などの修景機能があるゾーン。 |
| J | 樹林ゾーン | 外周部の樹林など、遮蔽機能等があるゾーン。 |
| K | 環境共生・保全ゾーン | 多様な動植物が生息している豊かな自然環境を形成しているゾーン。 |
| L | 水辺・親水ゾーン | 流れ、池、じゃぶじゃぶ池など、水に親しむことができるゾーン。 |
| M | 駐車場ゾーン | 駐車場があるゾーン。 |
| N | 管理ヤードゾーン | 管理ヤードとして利用するゾーン。 |
| O | 宿泊ゾーン | 宿泊を目的とした施設があるゾーン。 |
| P | 植物園ゾーン | 植物園（有料）として運営しているゾーン。 |
| | （庭園関係） | 「大泉水景観ゾーン」「芝生広場景観ゾーン」「富士山景観ゾーン」「山中の景観ゾーン」「田園景観ゾーン」など、各庭園に各種のゾーンがある。 |
| Q | 外縁部ゾーン | 私有地や公道等に接する公園外縁部となるゾーン。 |

ゾーン別基本方針図 清澄庭園



凡例

| 記号 | 名称 |
|----|----------------|
| ① | 正門と入口広場景観ゾーン |
| ② | 大正記念館と芝庭景観ゾーン |
| ③ | 大泉木と中島景観ゾーン |
| ④ | 自由広場と花菖蒲田景観ゾーン |
| A | 多目的広場ゾーン |
| E | 休憩・散策ゾーン |
| H | 展示・学習ゾーン |
| J | 樹林ゾーン |
| L | 水辺・親水ゾーン |

| 記号 | 名称 |
|----|--------|
| Q | 外縁部ゾーン |

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都調布区I/250の地形図を使用して作成したものである。(承認番号) 26都内認交第350号

(2) 維持管理の取組方針

維持管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の維持管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

1) 維持管理の基本事項

都立公園は、自然環境保全、防災、景観形成、レクリエーションなど多くの機能を有しており、首都東京の風格を高め、安全で快適な都民生活に不可欠な都市施設である。こうした機能を発揮させるため、各公園においては、基本的な維持管理に加え、公園の特性に応じた維持管理を行い、より質の高い公園を作り上げていく。

そのためにも、公園の中心的・特徴的要素となる植物をはじめ、その基盤となる土や水、そこに生息する動植物なども含め、総体として守り育ていく。

あわせて、公園利用者に対しては、公園を清潔に保ち、ユニバーサルデザイン化された施設も含めて快適な利用を提供するとともに、日常的な点検等を通じて、病害虫被害や枯損等による樹木の異常、斜面・施設の異常等を早期に発見し、速やかに対応していくことで安全を確保し、安心して利用してもらう。

また、防災関連施設や排水施設、貯留浸透施設等は、非常時においても円滑に使用・機能できるよう、日頃から点検・清掃等を行っていく。

さらに、効率的で質の高い維持運営管理のため、樹木や公園施設等のデータベースのクラウド化等のデジタル技術の活用推進も検討していく。

2) 本公園の維持管理における留意事項

①作庭意図の尊重

庭園部分に関しては、庭園のもつ特性を正確に把握し、各時代の作庭意図を尊重しつつ、「保存活用計画」に基づき、文化財庭園としての価値と内容を確保する。

- ・ 泉水、築山、枯山水を主体とした回遊式庭園で、庭園内に配置された庭石が景観を特徴づけており、大泉水を中心に据えた回遊動線からの景観を強く意識した維持管理を行う。また、植栽管理上は、庭園周辺の建築物の遮蔽効果にも留意する。
- ・ 現在の庭園の主要な構成物である、大泉水の地割、護岸、庭石、築山は作庭時の状態を伝え、庭園の貴重な価値となっているため、維持管理にあたっては、保存を念頭においた配慮をする。
- ・ 維持管理にあたっては、庭園のもつ静謐な空間を損なうことのないように、作業等について格段の配慮をする。

②外周部の景観の維持

庭園の外壁や石垣、大径木の樹林などは、東京の風格あるまちの景観を形成しているため、庭園の外周部についても、周辺と調和のとれた維持管理を行う。

③文化財に対する意識と事前協議の徹底

庭園の持つ文化遺産としての本質的価値を把握し、文化財保護法に従って庭園の価値を保存管理する。なお、年度当初に所在地の文化財担当課（教育委員会事務局等）と当該年度の維持管理及び修繕、補修、改修について事前協議を行い、文化財保護法第125条に基づく現状変更許可申請について調整する。

④開放公園区域の維持管理

藤棚や時計塔のある入り口広場と流れ、池の周辺については、植栽及び施設の良好な維持管理により美観を保つ。外周の樹林地については、避難場所としての防災機能に留意しつつ、散策や休憩の場に適した明るさや見通しを確保する。

また、日常的に地域の子供達の利用が多くあることに配慮し、園路や広場に死角をつくらぬよう低木等の管理をするなど、関係機関や地域の人々との連携も考慮し活気ある安全な公園づくりに取り組む。

(3) 運営管理の取組方針

運営管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の運営管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

1) 運営管理の基本事項

①基本的な事項

都民のライフスタイルの多様化や高度化、少子高齢化の進展、新型コロナウイルス感染症の拡大による利用変化等、新たな時代のニーズに応じた公園の管理運営が求められている。公園やその周辺地域の特性を踏まえ、地域団体や民間事業者などと連携し、環境の変化や新たなニーズに応えるための運営管理を行う。

②公園の適正な管理

都市公園法や東京都立公園条例等に基づき、公の施設として公平・公正な取扱いをするとともに、公園利用者が安全かつ快適に公園を利用できるよう、不適正な公園利用の是正、感染症や社会状況変化等に応じた利用ルールの変更及び迅速な周知徹底、受動喫煙防止対策、利用マナーの普及啓発等の適正な運営管理を行う。

③利用促進

公園利用者から寄せられる様々な要望や苦情等を通じてニーズを的確に把握し、幅広い利用者層や利用目的に応じた質の高いサービスを継続的に提供するとともに、デジタル技術等も活用した利便性の向上や公園の魅力を発信に取り組む。また、利用ニーズの変化に対応し快適な利用を促進するため、屋外テレワークの場となる環境・空間やキッチンカー等を活用した飲食空間等の創出について検討していく。

④管理運営における多様な主体との連携

公園の活性化や魅力向上のため、地元自治体や地域住民、民間事業者等の多様な主体との継続的なパークミーティングや管理運営協議会等の公園管理協議会を設置開催し、各公園を特徴づけるような各種活動や地域に根付いたイベント等について連携して推進するとともに、管理運営の方針検討の場などにおいて、子供等を含めた幅広い意見を反映できるような仕組みづくりに取り組む。

2) 本公園の運営管理における留意事項

①文化財庭園での伝統文化による「おもてなし」

都立庭園において、日本の多様な伝統文化を体験できるプログラムを実施することなどにより、国内外からのお客様をおもてなしする取組を進める。

②東京の日本庭園の連携による魅力の発信

都内の官民それぞれの庭園が連携し、共通ガイドブックの作成や外国人観光客を対象とした庭園周遊ツアーの実施などを通して、庭園の魅力を広くアピールする。

③国内外からのお客様への案内機能の強化

ガイドボランティアによる案内の充実、ICTを活用したガイドサービスの導入などにより、庭園の案内機能の強化を図る。多言語表記によるホームページや解説資料、外国語によるガイドを充実させるなどの取組により、海外からの来園者へのサービスを向上させる。

④周辺施設や企業との連携

地元自治体や周辺施設、民間企業等との連携を強化することにより、庭園のプロモーションの積極的な展開、庭園をめぐるスタンプラリーの実施、ウエルカムチケットの活用など、新たな客層の獲得につながる魅力づくりや利用者サービスの向上を図っていく。

⑤関東大震災時の避難場所

本庭園は、文化財庭園としての価値とともに、私庭でありながら関東大震災時に避難場所として機能し、その防災性の重要性から東京市へ寄付された歴史的経緯なども踏まえた運営管理に留意する。

(4) 安全・安心な公園への取組について

地震・台風・大雨などによる被害や感染症等の発生、落枝・倒木や公園施設の老朽化に起因する事故を未然に防ぎ、公園の利用者や周辺住民が安心して公園を利用できるように、次の通り対応していく。

1) 地震災害

- ・東京都地域防災計画など、既定計画における役割の確認
- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解
- ・発災時を想定した参集訓練や通信訓練等の実施
- ・防災関連施設の適切な維持管理

2) 気象災害（台風、大雨、積雪等）

- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解
- ・情報連絡体制の構築
- ・被害軽減のための事前処置の準備
- ・風水害時の園外への誘導等の内容も含んだ防災訓練の実施
- ・法面保護施設や貯留浸透施設等の維持保全
- ・樹林地等の保全や踏圧による地表面の踏み固め防止

3) 感染症など

- ・関係部署と連携しつつ迅速・適切に対応
- ・基本的感染対策の徹底
- ・感染状況に応じた利用ルールの変更及び迅速な周知

4) 落枝・倒木

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・倒木等の恐れのある樹木の定期点検
- ・計画的な樹木手入れ等の実施
- ・環境対策や快適な利用のため、樹木剪定等の植栽管理を強化

5) 施設の損壊等

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・公園利用者とのコミュニケーションによる不具合の把握
- ・計画的な補修や取り換え等の実施

6) 遊具

- ・事故を未然に防ぐための日常的な点検の徹底による早期発見
- ・専門業者による精密点検の定期的な実施
- ・事故事例の把握と緊急点検の実施

(5) 改修・再整備の取組について

庭園区域については、庭園の歴史的変遷や作庭意図を理解し、継続的かつ計画的に庭園内の各施設の修復を行う。時代によって変遷する来園者ニーズに対しては、文化財の保存と均衡を保ちながら可能な限り対応できるよう努力する。修復及び安全性や快適性を長期的に確保していくための改修等は「保存活用計画」に基づき実施し、修復、改修、再整備の対象となる施設の現況特性に応じ、個別に方針を定めて行うものとする。

開放公園区域の改修・再整備については、本園の性格・役割や目標に照らし、長期的な視点に立つことを基本とし、改修・再整備の対象となる施設の現況特性等に応じ、個別に方針を定めて行うものとする。

①施設の復元・修復

貴重な文化財を後世に引き継ぐため、庭園内施設の修復及び庭園建築物の復元などを行う。

②災害時対応のための整備

災害時対応のための機能強化・充実に向け、防災関連施設の計画的な整備を行う。

(6) 新規整備の取組方針

本公園の計画区域のうち、未供用区域の事業化については、原則、「都市計画公園・緑地の整備方針」(令和2年7月、東京都・特別区・市町)に設定した「優先整備区域」について行うものとし、令和11年度までに事業化を図っていく。

なお、事業化の対象区域は、概ね次のとおりであるが、今後の改定により見直されることもある。また、整備にあたっては、本公園の役割等を踏まえ、基本計画等に基づいて行っていく。

1) 優先整備区域「事業促進区域」：3,800㎡

江東区清澄三丁目

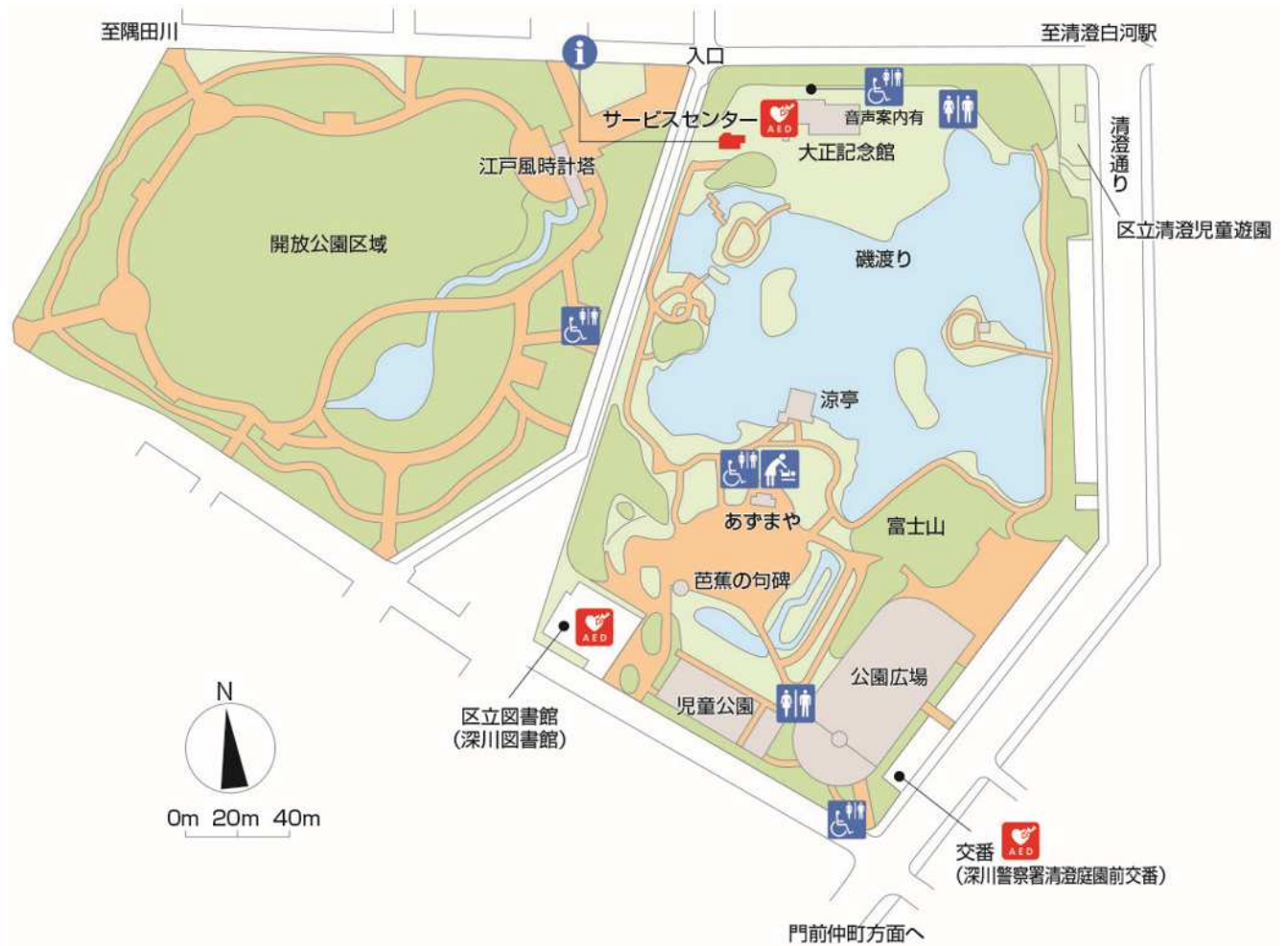
2) 優先整備区域「新規事業化区域」：該当なし

注)：「事業促進区域」：既に事業認可を取得済の区域(用地未取得地含む)

「新規事業化区域」：新たに事業認可を取得する区域(既に認可取得済の区域あり)

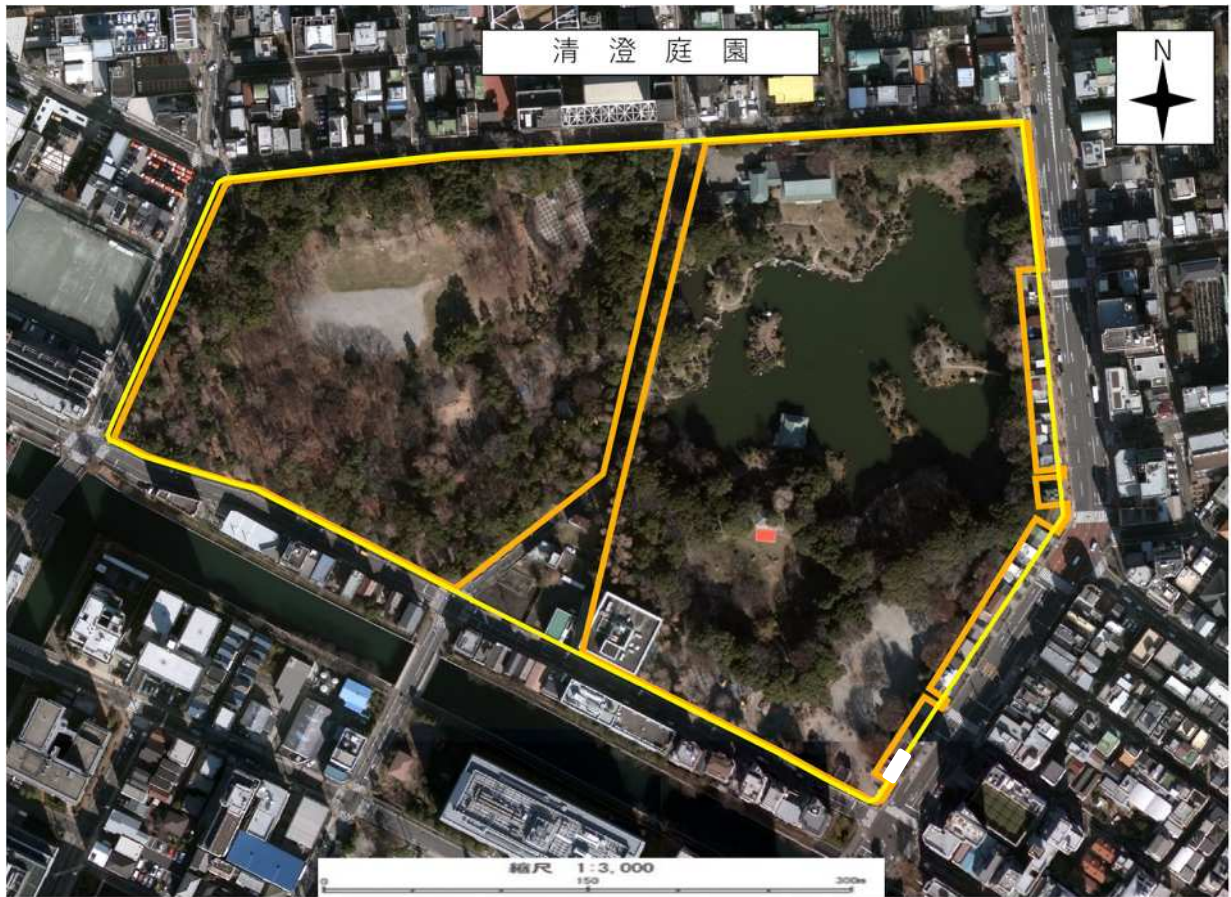
IV 図面・写真

現況平面図 清澄庭園（令和3年4月1日時点）



周辺土地利用図（空中写真）

清澄庭園



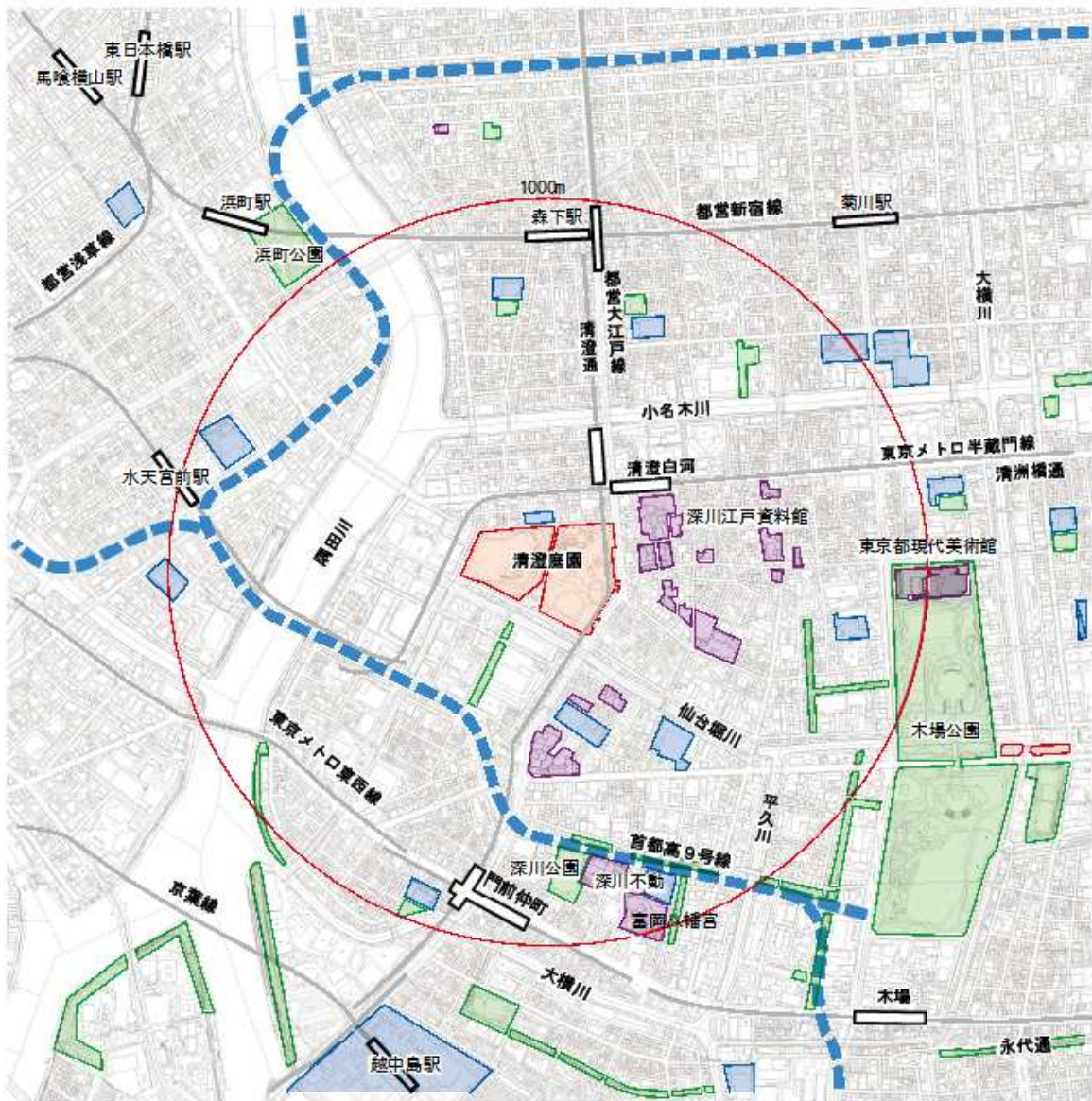
- : 開園区域
- : 都市計画決定区域

| | |
|-------|----------|
| 計画面積 | 9.66ha |
| 縮尺 | 1:3,000 |
| 撮影年月日 | 令和2年3月撮影 |

©東京都

周辺土地利用図（地図）

清澄庭園



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2500の地形図を使用して作製したものである。（承認番号）26都市基交第350号

- : 公園緑地
- : 学校
- : 特徴的な建物（神社仏閣など）
- : 開園区域
- : 高速道路
- : 鉄道



清澄庭園の現況写真 【令和4年6月撮影】

① 管理所前広場



⑤ 富士山



② 大正記念館前庭園



⑥ 磯渡り



③ 大泉水と涼亭



⑦ 長瀬峡



④ 大泉水と松島



⑧ 石橋付近



⑨ 白山広場



⑬ 開放公園・時計塔



⑩ 花菖蒲



⑭ 開放公園・広場



⑪ 枯滝



⑮ 開放公園・遊具広場



⑫ 枯山水



⑯ 児童公園・遊具広場

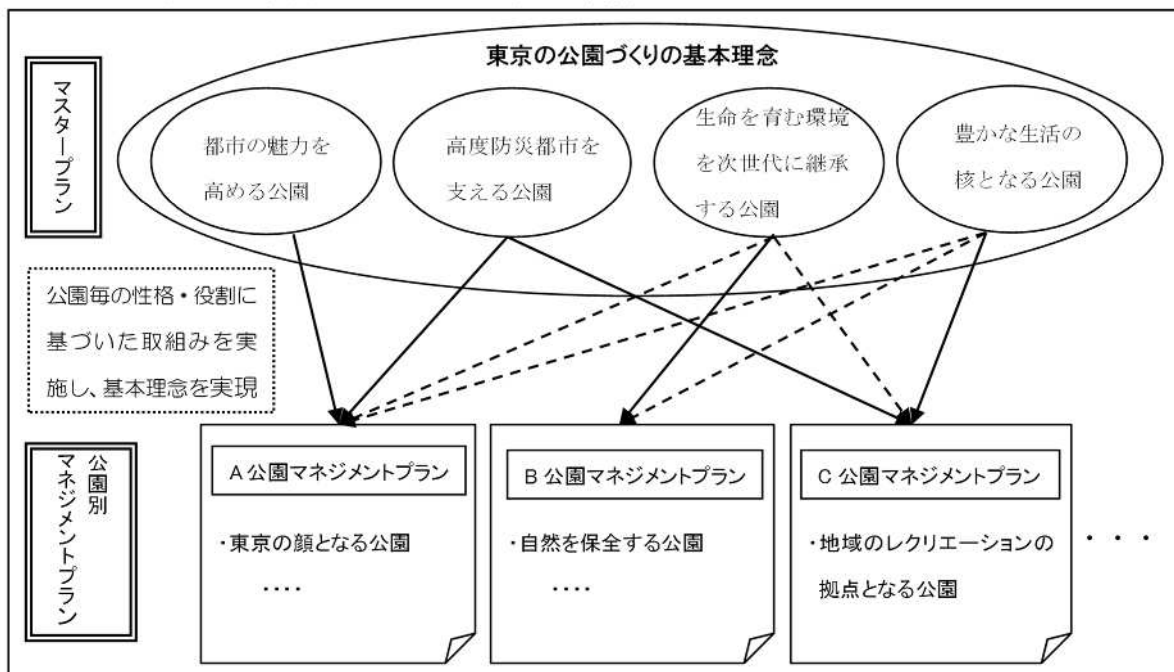


<資料編>

資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて

- ・パークマネジメントマスタープランは、「従来の行政主導の事業手法から、都民・NPO・企業と連携しながら都民の視点に立って公園を整備・管理する『パークマネジメント』へ転換すべき」との東京都公園審議会答申を踏まえ、平成16年8月に策定された。
- ・当初マスタープラン策定後10年の社会状況の変化、当初マスタープランの実施状況、東京都長期ビジョンの策定を踏まえ、平成27年3月改定版では、目標に対するプロジェクトを次頁表のように掲げている。
- ・当該目標に対するプロジェクトについて、清澄庭園が担うことになるプログラムには◎を、清澄庭園が関係するプログラムには○を付した。
- ・また、パークマネジメントマスタープランと本プランとの関係は下図のとおりである。

マスタープランと公園別マネジメントプランの関係



プロジェクト10の公園毎の位置づけ 清澄庭園

| 基本理念 | プロジェクト | | プログラム | | |
|------------------|--------------------------------------|--------------------------------|----------------------------------|----------------------|------------------|
| 都基本理念魅力1を高める公園 | プロジェクト1 国際的な観光拠点となる公園づくりプロジェクト | (2)オリンピック・パラリンピック開催に向けた公園の整備 | オリンピック・パラリンピックをレガシーとした公園の整備 | ◎ | |
| | | (3)誰もが利用しやすい公園づくり | バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進 | ◎ | |
| | | | 多言語表記、Wi-Fi環境等の充実 | ◎ | |
| | | (4)快適な「おもてなし」空間の形成 | 快適な「おもてなし」空間の形成 | ○ | |
| | プロジェクト2 庭園・植物園・動物園での「おもてなし」プロジェクト | (1)庭園・植物園・動物園での「おもてなし」 | 文化財庭園での伝統文化による「おもてなし」 | ◎ | |
| | | | 東京の日本庭園の連携による魅力の発信 | ◎ | |
| | | | 国内外からのお客様への案内機能の強化 | ◎ | |
| | | (2)文化財庭園の保全・再生 | 文化財庭園の施設の復元・修復 | ◎ | |
| | | | 風格ある庭園景観の保全 | ◎ | |
| | プロジェクト3 民間の活力導入促進プロジェクト | (3)指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上 | 指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上 | ○ | |
| 高度基本理念都2市を支える公園 | プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト | (1)防災公園の整備 | 救出・救助活動の拠点や避難場所となる公園の防災関連施設の充実 | ◎ | |
| | | | 非常用発電設備の導入 | ◎ | |
| | プロジェクト5 都立公園の安全・快適プロジェクト | (2)災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実 | 災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実 | ◎ | |
| | | | | ◎ | |
| | | (1)公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上 | 公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上 | ○ | |
| | | | | 気象災害や感染症等に備えた危機管理の強化 | ◎ |
| | | | | (3)安全・安心な公園とするための取組み | 公園施設の適切な点検と維持・更新 |
| | | 環境負荷の少ない公園づくり | ○ | | |
| に基本理念3環境を次世代 | プロジェクト6 水と緑の骨格軸形成プロジェクト | (1)水と緑の骨格軸の拠点となる公園、街路樹の形成 | 都立公園による緑の拠点の形成 | ◎ | |
| | | | 既存公園の再整備 | ○ | |
| | プロジェクト7 都立公園の生物多様性向上プロジェクト | | 該当なし | | |
| | プロジェクト8 自然とのふれあいプロジェクト | (1)自然体験活動、環境教育の拠点としての公園等の活用 | 自然観察会、環境教育プログラム等の充実 | ○ | |
| | | | 多摩の森林の大切さを公園でアピール | ○ | |
| 豊かな基本理念4の核となる公園 | プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト | (1)都民ニーズの把握と施策への反映 | 都民ニーズの把握と施策への反映 | ○ | |
| | | | (3)子どもの育成、スポーツによる健康づくりの場としての公園利用 | 子どもの心身の育成と多世代交流の場づくり | ○ |
| | プロジェクト10 パートナーシップ推進プロジェクト | (1)公園情報の受発信と管理所機能の強化 | 公園情報の受発信と管理所機能の強化 | ◎ | |
| | | | | ◎ | |
| | | (2)都民からの寄付の受入れ | 公園・動物園サポーター制度の実施 | ○ | |
| | | | | ◎ | |
| | | (3)都民・NPO・企業等との連携による公園づくりの推進 | ボランティア活動と都民協働のさらなる推進 | ◎ | |
| | | | | ◎ | |
| (4)都立公園を支える人材の育成 | 都立公園を支える人材の育成 | ○ | | | |

資料 2 清澄庭園に関する資料

(1) 庭園の沿革

| | |
|---------------------------|---|
| 昭和 28 年 8 月 1953 年 | 大正記念館再開。(東京都規則第 156 号) |
| 昭和 32 年 12 月 1957 年 | 建設省告示第 1689 号により、あらためて都市計画決定された。 (面積 96.6ha) |
| 昭和 34 年 6 月 1959 年 | 東京都告示第 608 号により、開園区域より除外した。(700 坪) |
| 昭和 46 年 12 月 1971 年 | 建設省告示第 1922 号により西側地区(3.28ha)の事業認可を受けた。 (事業期間：昭和 46 年 12 月 2 日から昭和 51 年 3 月 31 日) |
| 昭和 46～47 年 1971～1972 年 | 清澄庭園隣接地の民地 32,773.46 m ² を買収した。 |
| 昭和 47 年 4 月 1972 年 | 無料公開 |
| 昭和 48 年 3 月 1973 年 | 北区中央公園用地を国から借受けるに際して有栖川記念公園とともに本公園西側地区を特約公園として、昭和 51 年 3 月 31 日までに開園するとの特約を付した国有地借受契約を締結した。 |
| 昭和 48 年 7 月 1973 年 | 区立深川第 2 中学校 PTA から西側区域の一部を同校用地として江東区へ譲渡移管してほしいとの請願が建設労働委員会に付託された。(昭和 49 年 1 月 2 日取下げ)このため造成工事事務を一時保留していたところ、異常な資材高騰にあい工事契約は不調となり、48 年度の造成工事はできなくなった。 |
| 昭和 49 年 1974 年 | 江東地区の災害時の避難場所として有効な空間を造成する意味から、障害物の少ない芝生広場と防風、防火に有効な樹林と防火に役立つ水を供給する池、子供の遊び場等設置するため公園造成に着手。 |
| 昭和 50 年 12 月 1975 年 | 北区中央公園用地借受契約における、西側地区を昭和 51 年 3 月 31 日までに開園するとの特約を履行する見通しがたたなくなったため、契約を変更し、昭和 52 年 6 月 1 日までに開園することとした。 |
| 昭和 51 年 3 月 1976 年 | 建設省告示第 418 号により、西側地区の事業認可の更新をうけ、事業期間を 51 年度までとした。 |
| 昭和 52 年 6 月 1977 年 | 庭園の西側に公開公園(32,818.44 m ²)を追加開園した。この特色は、江東地区民の災害時の避難場所として、有効な空間を確保するため、芝生広場と、防風、防火に有効な樹林とまた防災のための水を供給する池とで成り立っている。 |
| 昭和 54 年 3 月 1979 年 | 東京都教育委員会告示第 1 号により、東京都指定名勝に指定された。 |
| 昭和 54 年 4 月 1979 年 | 庭園の無料化により利用者の増大に伴い、庭園の荒廃化等もあり。庭園の文化財的価値が再認識され、自然環境保全の立場からも庭園の保護についての関心が高まった。庭園の管理はどうあるべきかを検討するため、昭和 51 年 2 月、東京都公園審議会に「庭園(植物公園も含む)の管理のあり方について」を諮問し、再度庭園部分を有料化した。有料面積 38,771.00 m ² |

平成 16 年
2004 年

東京都景観条例で「特に景観上重要な都選定歴史的建造物等」
に定められた。

(2) 庭園の自然・社会環境

1) 自然環境

- ・公園部は、関東大震災、第二次世界大戦などの大きな被害を受けており、復旧や改修などにより、植栽地の土壌の攪乱や、ガレキ塊などの埋立てが行われたため、砂質土壌に多くのコンクリート塊や礫等の混入がみられる。
- ・公園部の敷地の大半は、比較的軟らかく腐植に富んだ土層が 10～15 c m 程度ある土壌で形成されているが、下層部にグライ層が出現する区域があり、排水の不良な所がみられる。
- ・庭園部には、多くの野鳥が見られる。

2) 社会的環境

- ・公園の北部に都営地下鉄大江戸線、東京メトロ半蔵門線の清澄白河駅が位置し、そこから徒歩 3 分ほどに位置する。
- ・公園東側が住商混在、西側には企業の工場や倉庫が立地し、公園を堺に東西の土地利用が変わる。
- ・公園北部は戸建て住宅、寺、教育施設、商店等が混在した土地利用が為される。幹線とは隔たれ喧騒さはそれほど感じられない。寺地には緑が繁茂し、庭園から続く緑地帯と一体化する。
- ・公園南東部は、清澄通りを軸として、四方に小路が広がり、下町風情をのこした商住一帯型の建物が多く軒を連ねている。また沿道は高層のビルが建つ所も多く、高密度な土地利用がなされる。
- ・公園南西部の隅田川から続く仙台堀川を挟んだ両側には、中高層のマンション、オフィスビルなどが多数立地する。

(3) 園内のトピックス

① 泉水

広い池に三つの島を配し、数奇屋造りの建物、水面に小島、木々の陰を映す庭園の要となっている。昔は隅田川から水を引き、東京湾の潮の干満によって微妙に変化したといわれるが、現在は雨水でまかなっている。

② 名石

岩崎家が自社の汽船で全国の名石を各地から集め、園内に配置したものである。その代表的な石には、伊豆磯石、伊予青石、生駒石、伊豆式根島石、佐渡赤玉石、相州真鶴石、備中御影石、加茂真黒石、京都保津川石、讃岐御影石、根府川石などがみられる。このほかに敷石や磯渡りの石を含め、無数の石が配置されている。

③ 涼亭

日本情緒を豊かに醸し出す数奇屋造りの涼亭は、明治 42 (1909) 年に国賓として来日した英国のキッチナー元帥を迎えるために、岩崎家が建てたものである。昭和 60 (1985) 年、全面改修工事を行い現在に至っている。

④ 芭蕉の句碑

最も有名な「古池や かわづ飛び込む 水の音」の句を刻んだ石碑が園内に立てられている。もとは隅田川の岸边にあったものを、護岸工事のときに移したものである。

⑤大正記念館

大正天皇の葬儀に用いられた葬場殿を移築したものであったが、戦災で消失し、昭和 28(1953)年に貞明皇后の葬儀殿の材料を使って再建され、現存する記念館は平成元（1989）年 4 月に全面改築されたものとなっている。

⑥磯渡り

池の端に石を飛び飛びに置いて歩けるようになっている。

⑦富士山

全山がツツジとサツキ植栽で、別名を「つつじ山」という。本庭園内では、最も大きな築山であり、毎年 5 月上旬には、山全体が花で燃えたつように色付く。

⑧公園部

広場を中心に分散する四つの玄関口、樹林地、児童遊園がこれを取り巻いている。地域住民の憩いの場として利用されている。

(4) 利用状況等データ

1) 有料施設の利用状況

(件)

| 施設名 | 3 年度 | 2 年度 | 元年度 | 3 0 年度 | 2 9 年度 |
|-------|------|------|-----|--------|--------|
| 涼亭 | 165 | 253 | 674 | 771 | 798 |
| 大正記念館 | 43 | 51 | 258 | 270 | 276 |

2) 公園占用の状況

(件)

| 項目 | 3 年度 | 2 年度 | 元年度 | 3 0 年度 | 2 9 年度 |
|--------|------|------|-----|--------|--------|
| 写真撮影 | 97 | 202 | 378 | 351 | 363 |
| 映画等の撮影 | 11 | 16 | 13 | 22 | 17 |
| その他 | 9 | 1 | 10 | 6 | 7 |

3) 主な催し物（令和 3 年度実施分）

| 種別 | No. | 事業名 | 実施期間 | 参加人数(人) |
|------|-----|------------------|--------------------------------|----------------------|
| イベント | 1 | 伝統技能見学会 | 5 月/ 11 月 27 日～ 12 月 5 日 | 91 人 |
| | 2 | 花菖蒲と遊ぶ | 6 月 | 中止 |
| | 3 | 庭さんぽ | 5 月/ 12 月 12 日/ 1 月 3 日 | — 16 人 14 人 |
| | 4 | 七夕飾り | 6～7 月 | 1,281 |
| | 5 | 正月飾りづくり講習会 | 12 月 11 日 | 10 人 |
| 都民協働 | 1 | 庭園ガイドボランティア | 12 月/1 月/ 3 月 | 182 人 |
| 自主事業 | 1 | 中学生・高校生による日本文化体験 | 11 月 3 日 | 20 人 |
| | 2 | 紅葉めぐりスタンプラリー | 11 月 3 日～30 日 | スタンプ 読取数 408 回 |
| | 3 | 夏のいい庭キャンペーン! | 8 月 26 日～28 日 | 692 人 |

4) 主な活動団体（令和3年度調査）

| 団体名 | 活動内容 | 人数(人) |
|------------|-------|-------|
| 清澄庭園ガイド倶楽部 | 庭園ガイド | 41 |